

平成24年度教育委員会定例会会議録

【日時】 平成24年4月24日（火）

【開会】 10時00分

【閉会】 12時20分

【場所】 岡本太郎美術館 創作アトリエ

【出席委員】

委員長 峪 正人

委員 高橋 陽子

委員 中村 立子

委員 小泉 秀夫

委員 中本 賢

教育長 渡邊 直美

【出席職員】

総務部長 平野

総務部担当部長 山田

職員部長 高梨

学校教育部長 芹澤

生涯学習部長 野本

総合教育センター所長 鈴木

庶務課長 小椋

企画課長 野本

庶務課担当課長 五十嵐

指導課長 島田

総合教育センターカリキュラムセンター室長 稲毛

総合教育センター総務室長 山科

総合教育センター教育相談センター室長 上杉

文化財課長 渡辺

青少年科学館長 山田

教職員課長 古内

生涯学習推進課長 池谷

担当係長 末木

書記 伊丹

【署名人】

委員 小泉 秀夫

委員 中本 賢

1 開会宣言

【峪委員長】

ただいまから教育委員会定例会を開会いたします。

2 開催時間

【峪委員長】

本日の会期は、10時00分から12時00分までといたします。

3 傍聴（傍聴者 0名）

【峪委員長】

本日は傍聴の申し出がありません。以後、会議中に傍聴の申し出がございましたら、「川崎市教育委員会会議規則」第13条により、許可することに異議はございませんでしょうか。

【各委員】

<了承>

【峪委員長】

それでは、そのように決定いたします。

4 非公開案件

【峪委員長】

本日の日程は配布のとおりでございますが、次の案件については、これから申し上げます理由により、非公開の案件かと思いますので、お諮りいたします。

報告事項 No. 5 教育委員会の権限に属する事項に係る教育長の専決事項の報告について

は、特定の個人が識別されうる氏名等の内容が含まれており、公開することにより個人のプライバシーを侵害する恐れがあるため、

議案第7号 川崎市社会教育委員の委嘱及び任命について

議案第8号 教育文化会館及び市民館運営審議会委員の委嘱及び任命について

議案第9号 川崎市文化財審議会委員の委嘱について

議案第10号 川崎市教科用図書選定審議会委員等の委嘱等について

は、公開することにより、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼす恐れがあるため、これらの案件を非公開とすることによろしいでしょうか。

【各委員】

〈了承〉

【峪委員長】

それでは、そのように決定いたします。

5 署名人

【峪委員長】

本日の会議録署名人は、「川崎市教育委員会会議規則第15条」により、小泉委員と中本委員をお願いいたします。

6 報告事項 I

報告事項 No. 1 平成24年第1回市議会定例会の報告について

庶務課長が説明した。

【峪委員長】

何か質問等がございますか。

【中村委員】

子どもたちの通学路の安全確保というところで、こここのところ立て続けに登校時の事故が起こっていますので、普段の場合もちろんそうですが、3月7日の予算特別委員会等で質問も出ているように、工事をやるような場合、安全を期していただきたいと思います。

【教育長】

新学期を迎えたばかりですし、子どもたち自身が飛び出したりしないよう、改めて安全確保について徹底していきたいと思います。

【職員部長】

例えば、マンションなどを造るような場合は、工事の申請をするときに、学校に協議に行くように指導しています。児童の通学時間帯は大型トラックやダンプの通行を自粛するなど、事業者と学校で協議をするようにしており、その中で課題等あった場合は、調整していくよう努力しています。

【高橋委員】

答弁の内容の中には、他局とまたがるような項目、例えば、特別支援学校の就労支援や雇用対策のような項目は、健康福祉局等も関連すると思いますが、そのような質問の場合はどのように対応をされていますか。次に、内容が重なる質問がある場合は、どのように回答していますか。

【庶務課長】

一つ目のご質問につきましては、色々な事業を行うにあたり、教育委員会だけでは対応できませんので、関係局との調整を図った上で答弁するようにしております。例えば、先ほどご質問の件では、健康福祉局と協議をしないで、教育委員会が独断で答弁することのないように行っております。全市的には総務局を中心に質問の割り振りをする中で調整しております。二つ目のご質問につきましては、内容が重なることは多々ありますが、議員個々のご質問でございますので、重複してもそれぞれ答弁しています。

【峪委員長】

ほかにございませんか。なければ承認ということでよいでしょうか。

【各委員】

<承認>

報告事項 No. 2 市議会請願・陳情審査状況について

庶務課長が説明した。

【峪委員長】

何か質問等はございますか。

【高橋委員】

陳情が同じ方から6本くらい出た件については、人事の懲戒の話が主としてあがってい

るように思うのですが、背景を教えてください。

【職員部長】

この方は、市立中学校の臨時的任用職員だった方で、昨年3月末に任期満了で退職となりましたが、ご本人は雇用契約は更新されているはずということで、始めは裁判所のほうに地位の確認の調停を起こしました。しかし、調停が不調に終わりました。その後、ご本人はその内容に満足されず様々な面で陳情という形で議会のほうに訴えている、という経緯がございます。議会のほうでも、個人的な案件を議会で扱うのは適切でない、ということの不採択となっております。

【庶務課長】

教育委員会にも陳情を出されまして、審査した経緯がございます。

【高橋委員】

民間では専門家を間に入れることが多いと思うのですが、時代的に増えている労働紛争について、事前対策はどのようにされているのですか。

【庶務課長】

市の顧問弁護士さんもいますし、教育委員会では、学校法律相談事業として、弁護士に委託をして、相談が必要な場合には相談できるような体制を整え、専門家の意見を踏まえて対応しております。

【峪委員長】

ほかにごいませんか。なければ承認ということでよいでしょうか。

【各委員】

<承認>

報告事項 No. 3 第3次川崎市教育委員会人材育成計画の策定について

庶務課長が説明した。

【峪委員長】

何か質問等がございますか。

【中本委員】

学校の先進的な取組み、こういうことをきちんとやっていこう、ということがもちろん大事ですが、もっと教員のモチベーションが上がるようなことが何かできないでしょうか。また教員の方々が、川崎はいいところだな、というのを子どもたちに伝えられるようになって欲しいです。地域に対しての理解度というのは、生田緑地もそうですし、川崎の教育委員会の中で、色々なセクションで川崎市の素晴らしさをデータとして持っています。僕は多摩川ですけど、川に限らず、子どもたちに是非伝えていきたい、という川崎市の地域性を、もっと教員の方々に興味を持って知っていただきたいと思います。授業中の端々に、川崎はいいところだよな、ということが子どもたちにうまく伝わるとすごく嬉しいです。新任の頃に、川崎の魅力を伝えるような研修をしてほしいです。

【高橋委員】

学校を回っていて感じるのですが、現場での雑務は大変なので、歩み寄りや環境整備を視野に入れていただけるといいなと思います。

【庶務課長】

ご指摘あったように、先生方の取り巻く校務ひとつとっても多忙化と言われている側面もございますし、それとモチベーションを上げることとか、川崎のことをもっとよく知る時間が必要だということは、非常に関連していると思いますので、そういうことも含めて環境整備は大事だと思っています。より一層取り組んでまいりたいと思います。

【小泉委員】

この人材育成シートは、これまでも使われてきたのですか。

【庶務課長】

人事評価制度では、今の時期に組織目標を設定するのですが、課の目標を職員に提示するときに、この課の人材育成のポイント、求める能力をより具体的に説明するために、このシートを使いながら、OJTの一環として取り組んでおります。

【小泉委員】

ここに書かれた目標だけにとらわれずに、むしろこれを高めるための施策など総合的に考えて、この点を見失わないことが必要だと思います。

【庶務課長】

すべて書き込むことはできませんが、委員のおっしゃるような全体的な取組みが必要だと思っています。

【峪委員長】

他になにかございませんか。なければ承認ということでよいでしょうか。

【各委員】

<承認>

報告事項 No. 4 教育委員会の権限に属する事項に係る教育長の臨時代理及び専決事項の報告について

企画課長が説明した。

【峪委員長】

何か質問等がございますか。

【中村委員】

運営協議会の委員のところに、学校関係者、PTA代表、保護者とあるが、教員が出てもいいということで、PTA代表と保護者とに分かれているのですか。

【企画課職員】

PTAの会長さんがなられることが多いのですが、PTAでない保護者の方も委員になることがあるので、このように記載しております。

【企画課担当係長】

委員として任命される方については、資料2でお付けしております川崎市学校運営協議会規則第6条の各号で掲げられておりまして、この中では保護者ということでもとめさせていただいておりますが、通常の学校ではPTAの代表者を別に選んでいただくことが多いので、こちらの資料ではわかりやすく掲載しているところでございます。

【企画課長】

規則に準じる形で訂正させていただきます。

【峪委員長】

他になにかございませんか。なければ承認ということでよいでしょうか。

【各委員】

<承認>

7 議事事項 I

議案第4号 平成25年度川崎市使用教科用図書の採択方針について及び同教科用図書の選定に係る諮問について

指導課長が説明した。

【峪委員長】

何か質問等はございますか。

【中本委員】

前回、小学校、中学校とやってきましたが、基本的に仕組みとしては高等学校も同じですよね。

【指導課長】

高等学校につきましては、基本的には小中学校の義務教育とは異なりますので、それぞれ学校の特色とか生徒を勘案しまして、まず学校のほうでどのような教科書がふさわしいのか調査研究をして、選定候補として選定審議会のほうに挙げるという手順になっております。

【中本委員】

二点言いたいのですが、まず、教科書の審議の観点ですが、前回も前々回も言い続けましたが、教育基本法や県の定める観点も大変重要ですが、川崎市の教育プランとどう適合しているかというのをきっちり謳わないと、判断に迷ったときに、どちらの教科書の方が川崎に適しているのかという委員側の判断基準を、持たせていただけると有難いです。それが前回、前々回と苦労したので。大きな枠組みもわかるのですが、川崎の子にとってどうなんだ、というところの議論ができないとすごくつらいです。

【小泉委員】

それは目的のところ、本市学校教育の充実に最も適した教科用図書を採択するとあるので、川崎市の子どもの教育にとってどれが一番大事かというのは必要ですが、一つの基準として入れてしまうと、総合的にはこっちのほうがいいけど、その基準によればこっちだという縛りになってしまうとまずい気がします。中本委員の趣旨はわかりますが。

【中本委員】

審議結果の報告を、点数的にこういう形の評価になった、というものが欲しいです。教科書のプロが審議して、概ねこれがいいという形になって委員会にあがってくるというような形にはならないのでしょうか。

【小泉委員】

得点が出てしまうと、それが一人歩きして縛られてしまうという可能性もないとは言えませんよね。

【中本委員】

でも、180冊くらいの本を読んで、どれがいいか判断しろ、というのは無理ですよ。

【小泉委員】

もう少しわかりやすく表現する必要がありますが、点数化してしまうと、それが一人歩きしてしまうから、委員会は形だけというふうになりかねないか心配です。

【カリキュラムセンター室長】

小中学校は、教育委員の皆様方に、それぞれ教科書の内容のほうを事前に見ていただくと同時に調査研究会等が出した膨大な資料を見ていただく形でしたが、高等学校については、7ページにございますように、各学校の中で調査研究会を設けまして、教科ごとに調査研究を行って、子どもの様子や設置学科など学校の特色等を踏まえて、この教科書で来年度学習を進めたい、という形で出され、それについて審議会の中で中身を確認し、教育委員会で採択をいたします。

【中本委員】

審議結果の中には、この教科書を使いたい、というのが出てくるのですね。

【カリキュラムセンター室長】

はい。

【峪委員長】

高校は学ぶ中身の特色もあれば、子どもたちの特色もありますので。

【中村委員】

このフロー図の中で、いつ教育委員は見られるのですか。

【カリキュラムセンター室長】

資料の9ページになりますが、7月20日に予定しております第2回教科用図書選定審議会の答申以後にお渡しする予定です。

【指導課長】

1ヶ月ほど調査研究した後に出てくるのでその時期ですが、教科用図書自体は、その前に展示会等で示されますので、選定はされていませんが、見ていただくことは可能です。

【中村委員】

何もないところで見てみたいので。

【指導課長】

補足ですが、選定候補の図書だけではなく、すべての教科用図書について調査研究しますので、教科用図書をご覧いただくときに、併せて調査研究した内容を照らし合わせて見ることも可能です。

【高橋委員】

採択地区を分けることによるメリット、デメリットと理由を教えてください。子どもが転校したときに、とくに小中学校では、環境や友達も変わり、それだけでもプレッシャーを感じているのに、教科書も変わってしまうのはデメリットのような気がするのですか。

それと、先ほどの陳情のところ、高校の日本史の教科書の採択に対する陳情が挙がっていたと思うのですが、背景を教えてください。

【指導課長】

採択地区の現在に至るまでの経過ですが、1地区の時代も長く続いていました。昭和47年の政令指定都市になり、5区に分区されたときに、採択地区を3地区に変更いたしました。ご存知のとおり、本市は、南北に細長い地域性を得ていまして、地域の成り立ち、地理的な条件、あるいは文化的な諸条件等、地域性がかなり異なりますので、神奈川県採択基準にも示されておりますが、採択をする場合には、児童、生徒、学校、それから地域性についても十分考慮する、ということが述べられておまして、本市につきましても分区の状況に鑑みて、採択地区を分けてきた経過がございます。そして平成13年度に3地区から現在の4地区になりました。

採択地区を分けたことによるメリットとしては、教育課程の中では、教科書で学ぶのに際して、地域の中で体験活動をしたり、地域に寄り添う小中学校で同じような教科書で学んだり、ということも非常に大事だということ、二面性があると考えています。

二点目につきましては、高校の教科用図書の陳情が3月にございました。その背景につきましては、小学校が一昨年度、中学校は昨年度、高等学校については来年度から、新学習指導要領に沿う教科用図書になりますので、新学習指導要領に基づく学校教育法、あるいは教育基本法、それに準じた採択をしてほしいという趣旨から陳情を述べられているものと考えております。

【高橋委員】

地域性という、社会科が主になっているということですか。国語とかは、地域性は直接関係ない気がしますが。地域性はどのように考慮されているのですか。

【指導課長】

地域性がないと教科書採択ができない、というものではないと思いますが、おしなべて地域性を考慮した上で、結果として4区で同様の教科用図書が選ばれるかもしれませんが、どの教科書はこの地域性があるから必要だ、ということの根拠ではなく、教科書全体を選ぶときの根拠として地域性を盛り込むことによって、より柔軟な採択ができるものと解釈しております。

【教育長】

環境の面での地域性というのもあると思いますし、子どもの実態というお話もありましたけれども、興味や関心ですとか、思考の傾向ですとか、若干地域によって子どもの特性が異なる場合もありますので、それに対して一番適切なものはどれなのか、という視点で選んでいるわけなのです。

ただ、結果的にどの区においても同じような傾向が見られて、共通の教科書が採択される、ということはこれまでもありますけれど、一応それぞれ子どもたちの環境というものを大事に見ながら採択していこうというのが、これまで川崎が取り組んでいるやり方になっています。

【小泉委員】

各学校での調査研究会の報告があり、また審議会の報告があるということですが、実際に教科書を使って授業をするのは先生ですから、先生にとって使いづらいというのでは困るわけで、そういったところが絶対的な基準になるわけではないと思いますが、上から統一的にやるか、下からくみ上げながら考えていくか、という違いはあろうかと思えます。

【高橋委員】

先生は異動したときに混乱はないのですか。

【教育長】

よく言われるのは、教科書を教えるのか、教科書で教えるのか、ということなのですが、内容そのものを教科書に沿って教えるということよりは、その教科書を使って先生がどのように指導要領の目的、あるいは内容に照らし合わせて授業を作っていくか、というところがあるかと思うんですね。川崎の場合、研究会の組織もしっかりしておりますので、転校されてきたお子さんが、突然教え方が違うということもないと思っておりますし、仮に教科書が違って、基本的な考え方に基づいて指導はなされておりますので、その中身の違いというのは、それほど問題にならないで授業を受けられるのではないかと考えております。

【中村委員】

採択地区が4区あることのデメリットで、異動があった場合という話がありましたが、子どもたちの転校は市外のほうが多いと思います。それぞれの地区ごとに、地区の特性、自然環境や歴史的な環境、囲まれている人間関係も含めた環境もあると思うので、下からくみ上げられていく中に、私たち教育委員がわかるように書き込んで欲しいと思います。そうでないと、何故採択地区を分けているのか、ということに繋がってしまうと思います。文科省も地域ごとの事情を踏まえて、という方向にあると思うので、あるレベルは維持できているわけですから、その中で答申に合いそうなものはどういうものか、という中で、選んでいけるという意味では、私は4地区はきちんと残っていたほうがいいな、と思います。

【小泉委員】

審議会の報告は、なるべくなら統一の基準で書いてほしいとは思っています。

【峪委員長】

制度的にはとても素晴らしいので、できるだけ選定した理由が鮮明に出ればいいかな、と思います。

【峪委員長】

他になにかございませんか。なければ原案のとおり可決ということでよいでしょうか。

【各委員】

<可決>

議案第5号 川崎市総合教育センター運営規則の一部を改正する規則の制定について

庶務課担当課長が説明した。

【峪委員長】

何か質問等がございますか。

【中村委員】

素晴らしい場所に作ってくださったと思います。

【峪委員長】

他になにかございませんか。なければ原案のとおり可決ということでよいでしょうか。

【各委員】

<可決>

議案第6号 川崎市青少年科学館使用規則の一部を改正する規則の制定について

庶務課担当課長が説明した。

【峪委員長】

何か質問等がございますか。なければ原案のとおり可決ということでよいでしょうか。

【各委員】

<可決>

<以下、非公開>

8 報告事項Ⅱ

報告事項 No. 5 教育委員会の権限に属する事項に係る教育長の専決事項の報告について

庶務課担当課長、庶務課長、教職員課長が説明した。

報告事項 No. 5 は承認された。

9 議事事項Ⅱ

議案第 7 号 川崎市社会教育委員の委嘱及び任命について

生涯学習推進課長が説明した。

委員長が会議に諮った結果、議案第 7 号は原案のとおり可決された。

議案第 8 号 教育文化会館及び市民館運営審議会委員の委嘱及び任命について

生涯学習推進課長が説明した。

委員長が会議に諮った結果、議案第 8 号は原案のとおり可決された。

議案第 9 号 川崎市文化財審議会委員の委嘱について

文化財課長が説明した。

委員長が会議に諮った結果、議案第 9 号は原案のとおり可決された。

議案第 10 号 川崎市教科用図書選定審議会委員等の委嘱等について

指導課長が説明した。

委員長が会議に諮った結果、議案第 10 号は原案のとおり可決された。

10 閉会宣言

委員長が閉会を宣言した。